

## 規則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十二号

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

様式第六号（表面）中 「うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数」を「うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数」に改め、同様式（裏面）中 「うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数」を「うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。